東近江市立箕作小学校

いじめ防止基本方針

１ いじめ防止のための対策に関する基本方針

（基本理念）

> 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が、在籍している等当該児童等と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
>
> （平成 25 年　いじめ防止対策推進法　　定義　第二条より）

上記の考え方のもと、いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

ゆえに、本校では、この事を教職員が認識して、「いじめを根絶する」、「いじめを起こさせない」、「いじめは許されない、卑怯な行為である」ことの指導を「いじめ防止委員会」を中心に組織的に取り組み、一人一人を大切にし、全校の児童が、いじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定しました。

（いじめ防止に向けての基本姿勢）

いじめから一人でも多くの児童を救うためには、教職員一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。

また、全教職員で、いじめの兆候や発生を見逃さず、迅速にかつ組織的に対応するためにいじめに対する認識を全職員で共有します。さらに、「いじめはどの子どもにも、どの学級にも起こりうる」という認識をもち、保護者他、各関係機関と連携を図りながら、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組むとともに、いじめを早期に発見する姿勢を全教職員で示します。

また、いじめ防止の対策として、児童を一人の人格として尊重し、その声に耳を傾け、児童の置かれている状況や気持ちを理解しながら、その思いを聴き出すまで関わっていきます。その一方で、児童自身の力でいじめ問題を解決できる支援もしていきます。

２ いじめの未然防止のための対策の基本的な方向に関する事項

（1） いじめ防止

いじめ問題の克服のためには、すべての児童を対象としたいじめ未然防止の観点が必要と考えます。このため、教育活動全体を通じてすべての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いに尊重し合える態度を養い、こころの通う人間関係を構築させたいと考えます。さらに、すべての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活が送れることが未然防止の観点から重要であると考えます。

また、未然防止の基本として、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で、授業や行事に主体的に参加・活躍できるよう授業づくりや集団づくりを行います。さらに、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係や学校・学級風土をつくります。

ア．学校におけるいじめ防止

（ア）いじめを許さない、どの子にも居心地がいい学級・学校づくりを進める。

①　「箕作小学校のやくそく」や学級のルールの徹底

全員が学校生活を気持ちよく過ごせるためには、ルールやマナーが必要です。「みんなで決めたことは、みんなで守る。」を合い言葉に、規範のある学校・クラスづくりに努め、子ども達にルールを大切にする心を育て、学校生活の様々な機会を通し、善悪の判断を育成し、正義のある安心できる学校づくりをめざします。また、「いじめる人にはなりません。いじめはぜったいゆるしません。」の項目を常に掲げておくことで、いじめに対する意識が常に持てるようにします。

②人とつながる喜びを味わう体験活動

子ども達は、学校行事や学習活動を通して、クラスで協力すること、助け合うことの心地よさを経験し、仲間と一緒に、めあてに向かいやり遂げた時の達成感・成就感とともに、人とのつながるよさを味わうことができると考えます。また、総合的な学習の時間（箕作っ子タイム）や生活科においても、友達とわかり合える楽しさやうれしさが実感できる心の育成と、相互交流の仕方を工夫することで、コミュニケーション能力の育成に力を入れます。

③存在感・安心感・期待感のある学級づくり

人との関わり方を身につけるための学級あそびの奨励や学級トレーニング活動を行い、

自分と友達では、思いや考え方がちがうことに気づかせます。さらに、その中で認められる自分の存在を感じることで、子ども達は自尊感情をもち、明るく楽しい学校生活を送ることができます。さらに、友達の欠点を責めず、良いところを認め合う集団づくりに取り組んでいくことにより、学級の中で、安心して自分が表現でき、さらに、自分に自信を持って何事にも一生懸命に取り組むことができると考えます。

④複数の教職員で児童を見守る指導体制の構築

担任をはじめ、学年主任、生徒指導主任、養護教諭、教育相談担当者、特別支援コーディネーターなどが、日頃からから子ども達の様子をしっかり見守り、わずかな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って速やかに的確な関わりをもち、積極的に認知します。

また、教職員間や保護者との情報を密にし、子ども達のようすをきめ細やかに見守っていきます。日頃から、子ども達に積極的に声かけを心がけ、子ども達たちとの信頼関係を築き、安心して相談できるような雰囲気をつくります。

⑤学級内の人間関係を客観的にとらえる

学級集団分析尺度Q―U（学級集団分析仲間づくりのアンケート）を活用し、学級の今の状況を多面的に捉え、よりよい仲間づくりができるよう、学級集団づくりに取り組みます。

⑥思いやりや正義感の育成

子ども達に、思いやりや正義感の育成を図るために、学習指導の構成の工夫や場面をとらえて指導を行います。「自分にされていやなことは、友達にしない。」という指導とともに、自他を認め、思いやりの心をもって接するよう指導します。

⑦いじめを防止する力を育てる

何気ない冷やかしや悪ふざけを見過ごさない学級づくりをめざします。その際、まず、学級という小さな社会の中で、子ども達に、なぜそのルールが必要なのか、考えさせたり行動させたりする中で、同じ価値観で物事を判断する力をつけさせます。

⑧児童が生きる授業の展開

児童が学校で過ごす中で一番長いのは、授業の時間です。授業が児童のストレスを高め、児童の不安や不満が高まらないよう、わかる授業づくりを進め、すべての児童が授業に参加できる、授業場面で活躍できる授業を工夫します。

また、学年が進むにつれ、学力に対する自信のなさや不安に伴う消極的・否定的な態度は、学習意欲を低下させ、学力への自信のなさや不安を生むという悪循環にもなりかねま

せん。基礎基本を大切にし、毎日の学習の中で、反復学習を繰り返しながら基礎学力の定着を図ります。

⑨子どもの体力向上に向けた「チャレンジタイム（１０分間運動)」

中休みの最初の１０分間を「チャレンジタイム」とし、学年や学級で運動をします。どの子どもにも外で体を動かすことの大切さに気付かせ、健康な体をつくろうとする気持ちを育てるとともに、運動の技能を競うだけでなく、自分の体力を見つめ、自らの力量で体力づくりができる子どもをめざします。また、仲間と励まし合いながら体を動かす楽しさを味わわせます。

（イ）児童会･委員会が主体となった取り組み

児童の自発的・自治的な活動を進めたり、児童自らいじめ未然防止活動に取り組ませたりしながら、一人一人が自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動が展開できるよう指導します。児童会･生徒会等の活動により、児童自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を呼びかけるような取り組みを推進します。

教員は、全ての児童生徒が、主体的な活動の意義を理解し、自主的・積極的に活動に参加するよう指導・支援します。

① 人とのつながりができるあいさつ運動の推進

あいさつからはじまる、人と人のつながりをめざし、年間の生活目標（明るくあいさつ自分から）をもとに、代表委員会や生活委員会の児童が、「あいさつ運動」を実施します。

② １１・１２月の生活目標「友だち・仲間のことを考えよう」の取り組み

委員会活動で「友達のいいところを認め合う」活動をしています。委員会の子ども達がこころの中がポカポカできるようにとネーミングした「ポカポカの木」の取り組みは、友達に感謝の気持ちを持ち、友達とのつながりを意識できる取り組みとなっており、今年度は児童会が中心となって推進します。

③一人一人が活躍できる学習活動

縦割り活動を中心に、上級生が下級生と一緒に活動する異年齢の集団遊びで、一緒に活動したり、遊んだりするなど、体験する機会を増やします。

（ウ）教育相談活動の充実

①子育て教育相談日の設定

保護者対象に、子育ての悩み・困っていることを気軽に相談できるよう、月に一度、保護者が自由に相談したい教師と相談できる機会を設けます。

②「先生とわたしのはーとタイム」・・担任教師と児童との教育相談

学級担任が一人ひとりの子どもと話す機会をもち、困っていることや児童が今悩んでいるなどを察知し、児童理解を深めます。この事は、児童との信頼関係を築くとともにいじめなどの悩み伝える体制や環境を整えることになると考えます。

③関係機関との連携

関係機関（警察・こども相談支援課・子ども家庭相談センター・医療機関、教育委員会）と連携し、学校がいじめ問題等への適切な対応を進めたり、また、直接、保護者・児童が相談できたりする機会をつくっていきます。

④家庭や地域との連携

家庭や地域に対して、いじめ問題に取り組むことの重要性について啓発するとともに、家庭訪問、地域懇談会や学校通信などを通じて家庭や地域との緊密な連携・協力を図ります。学校評議員会の場をはじめ、学校、ＰＴＡ、地域の関係団体等がいじめの問題について研修したり協議したりする機会を設けます。

イ いじめの早期発見・早期解決に向けての取り組み

（ア）子どものSOSを見逃さないために様々な手段を講じる

早期発見の基本は、①児童のささいな変化に気づくこと、②教職員間で気づいた情報を確実に共有すること、③（情報に基づき）速やかに対応することが大切だと考えます。

① 早期発見チェックリストの活用

「子どものＳＯＳをキャッチしよう。」という合い言葉に、児童の発するいじめのサインを見逃さないために、「早期発見チェックリスト」をもとにした、いじめ発見のための注意、チェック事項などを作成し、年２回（６月・１０月）児童一人ひとりを観察する児童観察期間を設けます。

② いじめ未然防止を目的としたアンケートの実施

年３回、定期的にいじめを把握するためのアンケートを実施します。その後、アンケートの分析結果についても、全職員にその都度知らせ、改善点について周知します。

③教師と子どもとの日常の交流を通した気づき、見取り（日記・生活ノート・休み時間の雑談など）

早期発見のために、気になる変化や行為について簡単にメモをとり、職員がいつでも共有できるよう連絡を密にしています。また、学級担任と子ども達の日記や何気ない雑談の

中からも情報を得るようにします。子ども達の様子を多面的に捉え、教職員間で情報を交換することを大切にしていきます。

④集団の心の育成を図る取り組み

全校集会や学級会活動等を通じて教員がいじめの問題について触れ、学校全体に「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を醸成します。

（イ)インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

①ネット上のいじめの防止、早期発見のための取り組み等

- 教員に対し、インターネットを通じて行われるいじめの現状や危険性および効果的な対処に関する研修を実施し、対応力を高めます。
- 児童や保護者に対し、ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取り組みを周知します。
- 児童に対し、情報モラルや情報リテラシーに関する教育を推進します。
- 保護者に対して、ネット上のいじめについての理解を促します。

②ネット上のいじめへの対処

- 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報して連携し、必要に応じて法務局に協力を要請します。

（２）いじめ防止等に関する学校内の組織

○いじめ防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめ防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置します。

＜構成員＞

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、児童支援加配、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー

＜役割＞

① いじめの防止等の取り組みの年間計画を作成する
② いじめの防止等の取り組みについて、全ての教職員間で共通理解を図る
③ いじめの防止等の取り組みの実施、進捗状況の確認を行う
④ 児童や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取り組みについての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取り組みを行う

⑤ いじめの疑いや児童の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う
⑥ いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある児童等への事実関係の聴取、児童に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う
⑦ いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う
⑧ 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う
⑨ ＰＤＣＡサイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取り組みの検証を行うとともに、その結果等をもとに、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う

○「生徒指導部会」

- 月１回各学年の担当者が、課題を抱えている児童について、現状や指導についての情報交換、及び支援の仕方を検討します。
- 特別支援教育コーディネーターを中心とし、障害に対する教員の理解不足が児童の偏見につながり、いじめを生み出す契機となるようなことがないよう特別な支援を必要とする児童の理解を図る研修を推進します。
- 平素から、教職員が相互に積極的に児童についての情報を共有します。

○「子どもを語る会」

・『全校の子ども達を全職員みんなで育てていく』という考えのもと、年２回実施します。

全教師が、特別な支援を要する子どもについて、共通理解をするため、よりよい子どもの育ちについて語り合う機会をもちます。

（３）いじめに対する措置

（ア）いじめの発見・通報を受けた時の対応

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を制止します。
- 児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、いじめを受けたとする児童の立場に立って、真摯に傾聴します。この際、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保します。
- 発見・通報を受けた教職員は、直ちにいじめ対策委員会に報告します。
- 報告を受けたいじめ対策委員会は、その情報を共有、記録し、直ちに関係児童から事情を聴き取り、いじめの事実の有無を確認します。
- 事実確認の結果は、校長が速やかに市教育委員会に報告し、緊密な連携を図ります。

・ 教職員全員の共通理解の下、関係の保護者の協力を得て対応します。
・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談して対処します。
・ 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めます。

（イ）いじめを受けた児童生徒またはその保護者への支援

・ いじめを受けた児童生徒の立場に立って受容的に事実関係を聴取します。
・ 家庭訪問等により、発覚した当日のうちにいじめを受けた児童生徒の保護者に事実関係を伝えます。
・ 複数の教職員で当該児童生徒を見守ります。
・ 教職員、家族、親しい友人等、いじめを受けた児童生徒にとって信頼できる人と連携し、いじめを受けた児童生徒に寄り添い支える体制をつくります。
・ 必要に応じて、いじめを行った児童生徒を別室指導とする等、いじめを受けた児童生徒等が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図ります。
・ 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官など外部専門家に協力を依頼します。
・ いじめが解決したと思われる場合においても継続した見守り等の支援を行います。
・ 聴き取り等によって判明した事実は、適切にいじめを受けた児童生徒の保護者に提供します。

（ウ）いじめを行った児童生徒への指導またはその保護者への助言

・ いじめを行った児童から、複数の教職員で事実関係を聴取します。
・ いじめを行った児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮します。
・ いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させます。
・ いじめを行った児童の保護者への連絡を迅速に行い、協力して対応に当たります。
・ 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官・教員経験者など外部専門家に協力を依頼します。
・ 児童のプライバシーに十分留意して対応します。
・ 孤立感・疎外感を与えないよう、教育的配慮の下、個々の状況に応じた指導計画による指導を行います。
・ 警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をします。
・ 教育上必要と認めるときは、児童に対して、学校教育法第１１条の規定に基づく懲戒を加えたり、特別指導を行ったりする等、適切な指導を行います。

（エ)いじめが起きた集団への働きかけ

- いじめを見ていた児童に対しても、十分に聴き取りをしたうえで、自分の問題として捉えさせます。
- いじめを見たら、とにかく、すぐに、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- はやしたてるなどの行為は、いじめに加担する行為であることを理解させます。
- 学級全体で話し合いの場面を設定するなどして、いじめは絶対に許されない行為であることを徹底し、防止に努めようとする態度を育てます。
- 全ての児童が、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるよう集団づくりを進めます。
- 必要に応じ、学級・学年・学校単位での保護者会を開催し、いじめの事実と学校の方針や対応について説明し、理解と協力を求めます。
- 学級の進んだ取り組みを学年や学校全体に広げ、再発防止に努めます。

（４）重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行います。

ア　重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。

イ　教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

ウ　上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

エ　上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

（５）その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

① 基本方針の見直し

策定した学校基本方針は、ＰＤＣＡサイクルに基づき、毎年、見直します。

② 基本方針、年間計画の公開

策定した学校基本方針は、学校のホームページで公開します。